

## 選定保存技術の選定・保持者の認定について

令和6年7月19日(金)に国の文化審議会が開催され、同審議会文化財分科会の審議・議決を経て、選定保存技術の選定及び保持者の認定等について、文部科学大臣に答申さました。

本県関係では、故 東 浅太郎氏以来の認定で、本県唯一の認定となります。

### I 答申予定の選定保存術および保持者

#### (1) 選定保存技術の選定について

①名称 「研炭(とぎすみ)製造」

#### ②選定保存技術の概要

研炭は、漆芸品の制作の漆を重ね塗りしていく工程において表面を磨き、塗りムラをなくすために用いられる研磨用の炭である。研炭には、樹種により、駿河炭(するがすみ)、朴炭(ほおすみ)、蠟色炭(ろいろすみ)、椿炭(つばきすみ)の4種がある。

研炭は漆芸や金工などの伝統工芸を支える必要不可欠なものである。特徴は、①素材を傷つけることなく磨くことができる、②繊細な仕上げができる、③曲面・面の磨きができる、の3点である。

基本的に研炭は、乾燥させた原木をほぼ密閉した窯で燃焼・炭化させ、燃焼中に窯から引き出して消化する白炭焼(はくたんやき)の製法により製造される。



駿河炭



朴炭



蠟色炭



椿炭

## (2) 保持者の認定について

### ① 保持者

氏名 木戸口 武夫 氏  
生年月日 昭和34年10月14日(満64歳)  
住所 おおい町名田庄井上



### ② 保持者の概要

同氏は、平成6年から研炭製炭者 東 浅太郎 氏(選定保存技術保持者)に師事して、製炭に従事している。同氏の製造する研炭は非常に良質であることからも職人たちから高い評価を得ている。平成29年「卓越した技能者(現代の名工)」表彰、平成30年黄綬褒章受章。

日々の研究と技術練磨にも励みながら、研炭とその製造技術を後世に伝えるべく、炭焼き体験の実施や研修生の受け入れも行っている。

### ③ 保持者の特徴

研炭製造の伝統技術を受け継ぐ技術者。国内で唯一、駿河炭、朴炭、蠟色炭、椿炭といった用途の異なる研炭4種全ての製炭技術を持ち、原木の確保から焼成、選別に至る作業を一貫して行っている。

### ④ 保持者の略歴

平成 6年	遠敷郡名田庄村(現 大飯郡おおい町)に移住
同 年	東浅太郎(同年選定保存技術「研炭製造」保持者)に師事 (同9年まで)
平成 7年	東浅太郎外1名とともに名田庄総合木炭生産組合を設立
平成 10年	独立
同 年	名田庄総合木炭生産組合長(現在に至る)
平成 29年	卓越技能表彰、現代の名工(厚生労働大臣)
平成 30年	黄綬褒章受章
令和 2年	福井県文化賞
同 年	福井炭やきの会 会長(現在に至る)
同 年	ふくいの炭生産者連絡協議会 会長(現在に至る)
令和 4年	第42回伝統文化ポーラ賞地域賞(研炭の製造・伝承)